

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

1) 学生定員

熊本大学の平成16年度の学生収容定員は、別表のとおりとする。

2) 学士課程(教養教育)

枠内に、中期計画を記載(以下同じ。)

現代社会を深く理解できる教養、国際的対話力、情報化への対応能力及び主体的な課題探求能力を涵養する。

教養教育の全般的見直しを行った「21世紀熊本大学教養教育プログラム」によるカリキュラムを実施するとともに、その実施結果について検証を開始する。

「21世紀熊本大学教養教育プログラム」の中で述べられている残された課題である学際科目の新たな構築を行う。

3) 学士課程(専門教育)

教養教育との有機的連携を図り、専門知識・技術・技能による課題発見と解決能力の修得を目指すカリキュラムを実施し、社会に貢献できる質の高い専門知識と能力を修得させる。

教養教育と専門教育からなる学部一貫教育の在り方を学部ごとに検討し、専門知識・技術・技能による課題発見と解決の能力の習得を目指す学士課程カリキュラムの検討を行う。また、単位取得、進級、卒業等の状況や卒業後の進路状況を踏まえ、学士課程の目的の達成状況を検証するために情報収集のシステムの構築を検討する。

学部教育と大学院教育との有機的連携の下で大学院への進学を拡充する。  
学部、大学院相互のカリキュラムの検討を行う。

4) 大学院(修士課程)

専門教育と大学院教育とを有機的に連携させた一貫性のある教育プログラムを整備し、人間と自然への深い洞察に基づく総合的判断力と国際的に通用する高度の専門知識と課題解決能力を修得させる。

教養教育、専門教育の教育プログラム整備と連携しつつ、大学院博士前期課程(修士課程)のカリキュラムの見直しを行う。また、単位取得状況や修了後の進路状況を踏まえ、大学院博士前期課程(修士課程)の目的達成状況を検証するために情報収集のシステムの構築を検討する。

5) 大学院(博士課程)

社会文化科学研究科：高度な理論知識及び幅広い総合的視野をもって、自立して研究を遂行し得る能力並びに実践的・政策的課題の解決に貢献し得る能

力を修得させる。

自然科学研究科：幅広い分野にわたる創造性豊かな実践的応用能力及び総合的・国際的視野を持つ研究能力を修得させる。

医学教育部及び薬学教育部：医学及び薬学に関する高度な知識と研究能力、生命と医療に関する倫理観並びに先進的医療を構築・実践できる洞察力と技量を修得させる。

各研究科・教育部の目的に照らしてカリキュラムと授業内容の検討を行う。また、単位取得状況や修了後の進路状況を踏まえ、博士課程の目的の達成状況を検証するために情報収集のシステムの構築を検討する。

## 6) 専門職大学院（法科大学院）

社会における基礎的かつ普遍的なニーズ及び新しい法的ニーズに的確に対応できる能力を修得させる。

司法試験において、全国平均を上回る合格率を目指す。

設置計画に基づき、系統的な教育を開始する。

## 7) 職業観の涵養

職業観を涵養するため、キャリア教育として、職業選択に関係する授業科目を学士課程教育の中に開設する。

教養教育と専門教育におけるキャリア科目を平成17年度から実施すべく担当教員の確保を含めて検討・準備する。

学生が自己の職業適性や将来計画について考える機会となるインターンシップを充実させる。

平成17年度からの本格実施に向けて、インターンシップの支援体制を整備する。

## 8) 教育の成果・効果の検証

本学のカリキュラム、F D (Faculty Development)・授業評価、教育システム等について調査研究し、教育委員会において、実効ある具体的な検証システムを開発し持続的な検証を行う。

教育委員会の評価・F D 専門委員会の審議をもとに、各学部、研究科及び教育部ごとに教育の成果検証体制とそのための情報集積システムを構築する。

学生アンケート調査等による授業評価を行い、教育の成果・効果を検証する。

学生による授業評価を全学的に実施する。

卒業生や学外者（就職先）等へ教育に関する調査等を実施し、その結果を教育にフィードバックして、更なる改善を図る。

卒業生や就職先等に関する調査について、平成17年度以降の実施を展望して、調査方法等の検討を開始する。

TOEIC等の外部試験を用いた教育成果の検証を、可能な分野から採用する。

教養英語教育のうち、CALL授業の成績評価にTOEIC試験の結果を盛り込む。

技術者教育をはじめとする専門職業教育の分野において、可能な分野から、JABEE等のア kredィテーション（適格認定）システムの活用を図り、教育の成果・効果の検証に活用する。

日本技術者教育認定機構（JABEE）の認証を受けた学科における教育の成果・効果の検証を行い、工学教育の改善を重ねる。

## （２）教育内容等に関する目標を達成するための措置

### 1) アドミッション・ポリシー

アドミッション・ポリシーを大学の広報誌・ホームページなどを通じて広報し、高等学校・企業・地域社会などへの周知徹底を図る。

アドミッション・ポリシーを含めた各学部、研究科及び教育部の内容について、ホームページを含めた広報の質を向上させる。

アドミッション・ポリシーに応じた学生の受入れや社会人、留学生など幅広い人材の積極的な受入れのため、推薦入試を含め入学者選抜方法の改善について検討し、必要な改善策を講じる。

入学者の追跡調査を含め、他大学・各学部の経験に照らして現行の入試方法の成果と問題を検討し、平成17年度以降の入学試験実施と平成19年度入試大綱決定に反映させる。

大学の教育研究の実態を高校生へ周知するため、体験入学、オープンキャンパス、学部説明会などの充実に努めるとともに、高大連携を推進する。

他大学、各学部の経験に照らしてオープンキャンパス等の運営方法について検討し、改善を図る。

高大連携の諸事業を実施するとともに、今後のあり方検討する。

### 2) 学士課程

新しいカリキュラムの基本的枠組みを示した「21世紀熊本大学教養教育プログラム」に明示された新たな教育目標を基にカリキュラムを編成し、実施する。

「21世紀熊本大学教養教育プログラム」によるカリキュラムを実施するとともに、教養教育科目の高年次履修を含む学部一貫教育の観点から、その成果の検証を行う。

英語によるコミュニケーション能力の重要性に鑑み、英語での討論・プレゼンテーションの基礎能力を育成するため、CALL(Computer Assisted Language Learning)教育を充実させるとともに、指導体制と評価方法の改善を進める。

学外からのCALL教材へのアクセスを実現するとともに、自習用CALL教材の貸出体制を整備する。

英語教育方法の調査・研究を行い、学力診断を基礎に適切な指導を行うシステムの開発を行う。

急速な情報化に対応できるように、主体的に情報を収集・分析・判断・創作・発信する能力とともに、情報モラルや、情報機器及び情報通信ネットワークの機能に関する基本的知識や能力の育成を図るために、情報関係科目を充実させる。

全学共通必修科目として実施している「情報基礎A」、「情報基礎B」及び「情報処理概論」の講義内容の充実と、統一的な評価を進め、学生の習得レベルを担保する教育実践モデルを確立する。さらに、これらの科目と上学年における専門教育との連携を図る。

少人数クラスの基礎セミナーを中心とする転換教育を充実させる。

策定したマニュアルに基づき、基礎セミナーの充実改善を行い、その成果を検証する。

入学者の多様化に応じた教育を円滑に行うため、数学・理科などの自然科学についての補習教育を充実させる。

国内外における補習教育についての調査研究を行う。

国内外の大学との単位互換の枠を拡大する。

国際交流協定を充実し、留学による単位互換の拡充を目指す。

各学部の教育目標に応じた教育プログラムの研究開発を進める。

各学部のカリキュラムの構成と内容を再検討し、教育目標をカリキュラムに具体化する教育プログラムの開発を行う。

高学年において卒業研究以外の授業でも、プロジェクトベースト・ラーニング（課題設定・解決型学習）の導入を推進する。

課題探求型授業の意義に鑑み、の過程で新たにプロジェクトベースト・ラーニングを導入するとともに、既存の授業のプロジェクトベースト・ラーニング化の研究を進め、平成17年度以降の実施に備える。

### 3) 大学院修士課程と博士課程

修士課程と博士課程との関連に配慮しつつ、各研究科の目的に照らして、教育課程の改善を進める。

教育目標をカリキュラムに具体化する視点から、学部・修士課程・博士課程の関連に配慮しつつ各研究科及び教育部のカリキュラムを検討する。

課題探求能力の涵養を目指すカリキュラムとして、プロジェクトベースト・ラーニング、フィールドワーク、プロジェクト研究などを充実する。

研究科及び教育部ごとに、既存のプロジェクトベースト・ラーニング、フィールドワーク、プロジェクト研究について検証し充実を図るとともに、新たな導入の可能性を検討する。

国際的教育を促進するため、英語による講義を拡充する。また、国際会議・シンポジウムなどへの学生の出席や発表を奨励し、単位化を図る。

英語による講義の拡充を検討する。国際会議等での研究発表に基づく単位科目及び単位認定基準のあり方について調査検討する。

#### 4) 法科大学院

プロセスとしての法曹養成を実現するため、毎回の授業目標を明確化し、その目標達成の積み重ねを確認するなど、段階的・系統的な教育を実施する。  
設置計画に基づき、系統的な教育を開始する。

実践的能力習得のため、リーガルクリニックやエクスターンシップの充実を図る。

設置計画に基づき、具体的な教材等を作成する。

#### 5) 多様な教育方法

演習・実験・実習や共同制作のみならず、講義においても教員と学生との密接なコミュニケーションを図るため、双方向教育の改善を図る。

授業における双方向性の確保のため、講義方法、グループワーク、LTD学習法（Learning Through Discussion）について研究する。

シラバスに予習・復習のための方法や参考文献・教材などを明示するなどにより、予習・復習を前提とする授業を展開する。

熊本大学学務情報システム(SOSEKI)とWebCTとの連結を行い、学習素材の提供体制を整備する。これを受けて、予習・復習等の自学自習を充実するためのシラバスの改善等の方策を検討する。

インターンシップ・体験実習や地域社会で活躍中の社会人による特別講義などの体験型の授業を拡大する。

大学教育機能開発総合研究センターにおける調査・研究の成果を踏まえ、教養教育学際科目の検討の中で、体験型授業の導入・充実について検討する。

国際的視野と外国語能力を高めるため、交流協定校における学習を奨励する。

留学プログラムの学生への周知・奨励を強化する。

教育効果を高めるため、TA（Teaching Assistant）制度の運用を充実させる。

大学教育機能開発総合研究センターの調査研究と並行して、ティーチング・アシスタント制度の運用のあり方を検証する。

情報機器・視聴覚機器を活用したe-learningシステムなどの教育方法や教材の開発・運用を進める。

ラーニングマネジメントシステムの全学規模での運用開始と、これを支援する全学ネットワークの一層の整備と無線LANのセキュリティ強化を図る。また、「熊本大学オンライン」の実施運用の可能性の検証を行い、セキュリティを含め問題点を確認する。さらに、実施に当たっては、総合情報基盤センターを中心として、工学部等情報系技術職員を含むコンテンツ作成支援チームの編成準備を進める。

教育方法の改善を図るため、FD研修会・公開模擬授業・教員相互授業参

観などのFD活動を強化拡充する。

「21世紀熊本大学教養教育プログラム」の実施を踏まえ、目標・成績評価を中心に検証するFD活動を行う。

## 6) 成績評価

それぞれの授業科目の教育目標をシラバスに明示し、目標の達成度によって厳格な成績評価を実施する制度の整備を進める。

平成17年度には、専門分野ごとの特性に配慮しつつ全学的に授業ごとの教育目標を明確化してシラバスに明示するため、所要の準備を行う。

各学部、研究科及び教育部において厳格で一貫した成績評価の基準を策定し、平成17年度から全学的に実施すべく準備する。その際、学生からの申立てなど成績評価の正確性を担保するための方策を検討する。

日常の継続的な学習活動を適正に評価するため、定期試験のみによる評価ではなく、レポートや小テストの実施や出席状況の管理などの多様な方法の組み合わせによる総合評価システムを拡大する。

各学部、研究科及び教育部において成績評価の方法を確認し、平成17年度から全学的に実施できるよう準備する。

学生に対するインセンティブ付与のため、卒業及び修了期における学部及び大学院教育の学業成績が特に優秀な学生の表彰や、成績優秀者に対する履修制限の撤廃等による早期卒業が可能となる制度を充実させる。

GPA方式に関して全学的な基準を定め、学務情報システムにその判定機能を組み込む。

## (3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

### 1) 教育実施体制の強化

学長を議長とする教育審議会を設置し、大学教育の在り方に対する大綱を審議する。

教育審議会を設置して、教育の大綱を審議する。その審議の質を高めるため、適切な情報・政策提起を実現するための方策を検討する。

本学の教育政策を構築する上で必要な事項を継続的に調査・研究するとともにそれを踏まえて必要な政策提言を作成することを目的として、学長の下に教育政策研究会を設ける。

教育審議会の下に施策の具体化と実施を担う教育委員会等を設け、両者の機能分担により総合的で機動的な意思決定を行う。

教育審議会による大綱の審議と、教育委員会による方針の具体化と問題の把握・分析という2つの機能の間の連携したシステム構築を行う。

大学教育機能開発総合研究センターは、本学の教育目標を達成させるため、教育審議会、教育委員会、教養教育実施会議及び学部等と連携を図り、教育方法等に関する調査・研究・開発を行う。

大学教育機能開発総合研究センターが、教育審議会・教育委員会の意思決定を適切に支援できるよう、その調査・研究・開発活動を充実する。

## 2) 教養教育実施体制の強化

教養教育の実施を担う教養教育実施機構を中心に、全学協力体制を強化する。

平成16年度から開始された新しい全学協力体制のより完全な実施に向けて、学部間・学部内の協力体制を強化する。

## 3) 適切な教員の配置

教員の人事において、研究能力だけでなく教育能力をも考慮した選考を行う。

人事における教育能力評価の方法について研究し、教育能力評価を加味した人事制度を組織の様態に応じて平成17年度から拡充する。

教育・研究をグローバルに展開し、かつ、外国語及び異文化交流理解等のための教育環境を整備し充実するため、外国人教員の積極的な採用方針を検討し、促進する。

外国人教員の採用拡大に関する基本方針を定める。

教員組織とは別に教育プログラムを開発して運用する方式など、より効率的な教育を行えるシステムを各学部・研究科等で検討し、可能な部局から整備する。

大学院への教員組織の移動による研究組織と教育組織の分離や、学部・学科組織を超えた教育プログラムについて研究を進め、可能な組織においては平成17年度から実施できるよう準備する。

## 4) 総合情報環構想の推進

総合情報環構想における、学習支援、教育研究支援に関する次の計画を推進する。

教育研究、地域連携、大学運営等に関する情報（データ）の統合化・一元化

SOSEKI及び教育研究情報データベース（EDB）の連携と、これらのデータベースを基礎とする検証用データベースの拡充を図る。大学運営を推進するためのデータ蓄積用データベースの構築を開始する。これらのデータベースの拡充に際しては、担当部局と工学部等情報系技術職員の連携を図ることも検討する。

共同利用情報端末室、遠隔授業等に対応した講義室・学習室等の整備

現在保有する設備に対して、高い運用率を確保するための保守管理体制を確立する。

## 5) 図書館機能の充実

図書館機能の電子化を進めるとともに、図書館利用環境の整備を進める。

基盤経費からの支出を含めて電子ジャーナルの購入体制を整える。

貴重書・古文書や文化遺産等の整理と電子的公開を促進する。

永青文庫の目録整理を進める。



学生のニーズを充足するよう学習教育用基本図書を充実させる。  
基盤経費からの支出によって学生用図書の充実を図る。

#### 6) 教育活動の評価・改善

教育委員会の企画・実施委員会と評価・FD委員会との緊密な連携の下に、各学部等は恒常的に評価結果をカリキュラムや教育方法の改善につなげる。

教育委員会に企画・実施専門委員会及び評価・FD専門委員会を設け、両者の連携により継続的に教育改善を行う体制を整備する。

大学教育機能開発総合研究センターは、学部と連携して、教育活動評価の方法や評価結果の有効活用等について調査・研究を行い、授業方法等の改善・向上を図る。

大学教育機能開発総合研究センターは、教育評価に関する調査研究を実施するとともに、その成果を教育改善につなげる体制について検討する。その際、評価情報の収集・蓄積及びフィードバックのためのシステムの整備についても検討する。

大学評価企画・実施会議は、定期的に学部等の教育評価を行い、必要な勧告を行う。

平成18年度に実施する全学教育評価に向けた準備を行う。

授業改善や授業方法に優れた教員を表彰し、これを個人の教育業績の評価に加味する。

平成16年度を通じて授業改善や授業方法に優れた教員の表彰等の制度について検討し、平成17年度以降の具体化を目指す。

### (4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

#### 1) 学習支援体制の充実

クラス担任、チューター、TAに加えて、履修指導担当教員の配置、オフィスアワー等、各学部・研究科等に応じた学習相談や履修指導を強化する。

学部等ごとに学生の年次に対応する指導体制の検証を行い、必要な改革を平成17年度から実施できるようにする。

学務情報システム(SOSEKI)の機能拡充に努め、自立的学習支援を推進する。

SOSEKIとWebCT・図書館情報システムとの連結を強化し、IT環境を利用した学習支援システムを強化する。また、「特色ある大学教育支援プログラム」の採択内容に沿った形での整備を推進する。さらに、WebCT等ラーニング・マネジメントシステムとの連携強化のための熊本大学ポータルを整備する。

各学部は、総合情報基盤センターとの連携により、教育用パソコン、遠隔学習システム(WebCT、e-learning)、全学無線LANシステムを拡充し、遠隔・対面講義や個人学習の環境整備に努める。

学内無線LANの整備を進める。WebCTの全学供用を開始するとともに、その利用講習を実施する。



WebCT等ラーニング・マネジメントシステムの全学規模での運用開始とともに、これを支援する全学ネットワークの一層の整備と無線LANのセキュリティ強化を図る。また、「熊本大学オンライン」の実施運用の可能性の検証を行い、セキュリティを含め問題点を確認する。さらに、実施に当たっては総合情報基盤センターを中心として、工学部等情報系技術職員を含むコンテンツ作成支援チームの編成準備を進める。

空き時間の教室利用を容易にするなどの利便を図り、学生の自学・自習を推進する。

教室利用状況の把握に基づき、教室利用方法の改善を行う。

## 2) 学生生活支援体制の充実

学生相談室を中心に、各種の相談窓口を体系的に整備する。

学生相談室を設置して学生に周知するとともに、各種相談体制の整備を行い、それらの連携体制の運用を行う。学生相談室は、各種資料を収集するとともに、相談内容の蓄積と分析を行う。また、相談員の研修を実施する。

学生委員会において、学生の休・退学、留年、不登校の実態調査をきめ細かく実施し、学生の抱える問題に適切に対処する。

学生委員会は、学生相談室とも連携して学生の実態把握を行うとともに、トラブルを抱えた学生への教員の対応の在り方について研究を行い、対応の定式化を目指す。

セクシュアル・ハラスメント防止対策のため、広報、講演会等をさらに充実させる。

セクシュアル・ハラスメント防止に関する職員への意識高揚及び啓発活動の実施を企画し、広報、講演会等の年間計画を策定する。

合同討論会の実施など、職員・学生間等のセクシュアル・ハラスメント防止に関するコンセンサスを構築する。

相談員の練度を高め防止効果を上げるため、相談員室を設置し、相談員に対する研修を実施する。

学生寮、学生食堂、運動施設等の整備を図り、学生生活の質的改善に資する。

継続的改修による運動施設等の整備を続けるとともに、学生寮の改修の年次計画を策定する。

## 3) 就職支援体制の充実

就職課を設置し、教員と事務職員が一体となった全学的就職支援を行う。

就職課を設置し、教員と担当職員の機能を明確化した上で連携を強化し、学生支援体制を整備する。

職業観を育成するため、低学年時より、全学的及び各学部において進路ガイダンス、講習会等を行う。

平成17年度から実施するキャリア科目を準備する。学生を運営主体としたキャリアデザインセミナーの実施を支援し、定着させる。

同窓会、OB等との連携により、企業訪問、企業説明会等を実施し、就職活動を支援する。

同窓会の全学組織を立ち上げ、卒業生との連携を強める。

#### 4) 経済的支援の推進

各種奨学金の応募を積極的に支援するとともに、授業料免除システムの活用により、経済的理由により修学が困難である優秀な学生を支援する。

各種奨学金募集の広報体制を整備するとともに、授業料減免を継続実施する。また、授業料及び入学料の減免に関する基準を再検討する。

#### 5) 社会的能力の向上

体育会・文化部会及びその下にある各種サークル活動を支援する。

サークル顧問教員の全学的位置づけについて学生委員会で検討する。

学務部を窓口に関種サークルからの要望を整理し、可能な限りその実現に努める。

ボランティア活動をはじめとする学内外における学生の活動を奨励・支援する。

優れた学生の活動に対して学長表彰を実施する。

大学の事業に学生を参加させる方策を検討し、可能な事業から実施する。

就職支援・授業評価等に学生の参加を強化する方法を検討し、可能なものから実施する。

#### 6) 社会人学生、留学生に対する配慮

社会人学生が休日や夜間にも利用できる学習環境の整備に努めるとともに、在宅学習等の遠隔授業実施体制を拡充する。

休日・夜間等の利用に関するニーズ調査を行い、必要な改善を行う。

遠隔講義の実施体制を整備するためのハードウェア基盤の整備を開始する。

留学生の宿舎確保に努めるとともに、熊本大学外国人留学生後援会による留学生支援の拡充を図る。

熊本大学外国人留学生後援会の基金目標を達成し、留学生支援を強化する。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

#### 1) 世界水準の研究の推進

独創性の高い先導的研究を、次の2つの方針の下に推進する。

部局横断的又は特化された研究を「拠点形成研究」と位置付け、大学として重点的に推進する。

研究戦略会議は、「拠点形成研究」として選定したもののうち「拠点形成研究A」については学長を機構長とする大学院先導機構に組み入れて重点支援を行うとともに「拠点形成研究B」については研究費等の支援を行う。また、評価等の検討を行うとともに、研究推進のためのフォロー体制の見直しを行う。

発生医学研究センター、エイズ学研究センター、生命資源研究・支援センター、衝撃・極限環境研究センター及び沿岸域環境科学教育研究センターにおける研究を重点的に推進する。

研究戦略会議及び研究推進会議において、各センターの研究環境の整備と研究者が研究に専念できる体制について検討を開始する。

教員の自由な発想に基づく基盤的研究を推進するため、各部局等において優秀な人材を確保する。

研究戦略会議及び研究推進会議において、各部局等における優秀な人材確保のための方策について検討を開始する。

新領域開拓に挑戦する萌芽的研究を推進するため、若手研究者を積極的に採用するとともに、学長裁量経費を活用する。

研究戦略会議において若手研究者の積極的な採用策及び学長裁量経費の活用策を検討する。

得意分野の技術開発研究を推進するため、生命資源研究・支援センターを活用する。

研究戦略会議及び研究推進会議において生命資源研究・支援センターの利用状況を調査・把握するとともに、活用策について検討を開始する。

産学連携につながる実用化研究を推進するため、地域共同研究センター、インキュベーション施設、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーを活用する。

地域共同研究センター、インキュベーション施設等の活用により実用化研究推進体制の構築を包括連携の相手先等と協働して行う。

世界水準の研究推進のための、競争的外部資金をより多く獲得する。

研究戦略会議及び研究推進会議において、外部資金をより多く獲得するための方策について検討する。

## 2) 知的成果の社会への還元

知的成果を社会へ還元するため、受託研究や共同研究を積極的に行う。

知的財産創生推進本部において、受託研究及び共同研究の推進策を検討する。

研究の成果を実用化に結びつけるため、産学マッチングファンド等による産学連携を推進する。

熊本県及びくまもとテクノ財団等との連携を推進し、産学マッチングファンド等の獲得を目指す。

積極的に社会との連携を図るため、研究成果の技術移転、人材育成を行う。

熊本TLOとの連携を図るとともに、知的財産創生推進本部において、人材育成セミナー及び研修等を実施する。

地域社会のニーズを的確に捉えつつ地域の課題等に対処するため、研究会等を実施する。

既存の様々な産学官連携の研究会等に参画して地域社会のニーズを把握する。

### 3) 研究の水準・成果の公表・検証

個人の研究活動情報を提供するため、研究者総覧などのデータベースを常に更新して公表する。

研究者総覧などのデータベースの更新を確実に実施し、研究内容、研究費の獲得状況、研究業績等をまとめ、年報等により学内外に公表する。

大学全体及び各部局等の活動に関する情報をホームページで公表する。

ホームページにおける研究活動の情報発信の方策について見直しを行う。

大学として又は各部局においてシンポジウムなどを積極的に開催し、参加者からの意見を聴取する。

多くの研究領域において公開セミナー、公開シンポジウム等の積極的な開催を図るとともに、大学として支援し、参加者へのアンケートを実施する。

大学主催の知的財産公開シンポジウムなどを定期的に行い、企業ニーズの情報収集を行う。

企業ニーズに対応した知的財産公開シンポジウム等を計画的に開催する。

## (2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

### 1) 研究推進体制の確立

学長の下に設置する研究戦略会議において、大学として重点的に推進する拠点形成研究を選定する。

研究戦略会議は部局横断的又は特化した研究等についての重点的な資源配分を行い、研究推進本部はこれを具体的実施するために情報の収集、研究創生コーディネート並びに支援策の提案及び推進を行う。

研究戦略会議において策定された基本方針に基づき、研究推進本部において、拠点形成研究の進捗状況を点検する。

研究推進本部において、拠点形成研究の進捗状況の点検を行う。

各大学院における研究教育の活性化及び変革発展を先導するため、「大学院先導機構」を設置した。この「大学院先導機構」に研究戦略会議で選定した拠点形成研究を組み入れ、新しいCOE、新研究センター、新大学院専攻等の創出を推進する。

研究戦略会議において新しいCOE、新研究センター、新大学院専攻等の創出に向けて現状分析及び課題の把握を行う。

### 2) 研究資源配分体制の構築

研究戦略会議は、部局横断的又は特化された研究計画の実施に関し、人材のより柔軟な運用を検討し、教員のより効果的な人材配置を計画し、実施する。

研究戦略会議において一定数の人的資源の確保を含め、より柔軟で効果的な人材配置の実施に向けて検討を開始する。

各部局は、人材のより柔軟な運用を検討し、教員のより効果的な人材配置を実施する。

各部局において人材の運用及び効果的な配置について検討を開始する。

研究戦略会議は、部局横断的又は特化された研究に関し学内研究資金の確保と配分の基本方針を策定し、研究推進本部が具体的に計画し、実施する。

研究戦略会議は、間接経費等の一定額を学内研究資金として確保し、この研究資金の配分方針を策定する。

各部局は、世界水準の研究を推進するため、適切な研究資金の配分システムを構築する。

各部局において研究資金の配分システムの構築について検討を開始する。

研究戦略会議は、研究設備等の基本方策を示し、研究推進本部において、重点研究のプロジェクト推進を図るための研究設備・研究環境の充実を図る。

研究戦略会議及び研究推進本部は、研究に必要な設備等の実態調査を開始するとともに、基本方針の策定に向けての検討を開始する。

各部局は、世界水準の研究を推進するため、共通研究スペースに必要な設備を設置する。

各部局において、共通研究スペースに必要な設備計画の策定に向けて検討を開始する。

民間等研究員を積極的に受け入れ、民間等とのプロジェクトを実施するため、本学の共用スペースを積極的に活用する。

研究推進本部及び知的財産創生推進本部は、地域共同研究センター、インキュベーション施設、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー、総合研究棟等の共用スペースの利用方法を見直し、効果的な利用計画を策定する。

各部局レベルで、研究人員に応じたスペースが確保できるよう配分システムを構築する。

各部局において、スペースの有効活用及び配分システムの検討を開始する。

### 3) 研究支援センター等の充実

技術支援を推進するため、生命資源研究・支援センター等の設備等の整備を行う。

生命資源研究・支援センターに、研究開発推進・支援専門委員会（仮称）を設置し、研究支援体制を整備するとともに、新しい企画について検討を加え、必要な機器類の整備計画を策定する。

情報設備等の充実のため、総合情報基盤センターを核とした情報基盤の整備を行う。

主要機器のギガビットネットワーク接続を推進する。また、ネットワーク利用環境の整備、特にセキュリティに十分に配慮した利用環境の確保とウィルス等緊急事態への迅速かつ確な対応体制を整備する。

学術情報基盤の活用のため、附属図書館の整備を行う。

学習・研究図書館機能の拡充、電子図書館的機能の整備を図る。

#### 4) 知的財産の創出・取得・管理・活用

知的財産創出のため、次の取組みを行う。

知的財産マネージャーが研究会に参加し、シーズ探索及び情報提供を行う。

COE等「拠点形成研究」に知的財産マネージャー等が参画して研究成果の技術移転及び応用研究への展開を支援する。

ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー（起業化人材育成）、地域共同研究センター（応用的研究等）及びインキュベーション施設（実用化研究）を有機的に連携させ効果的に知的財産を創出する。

知的財産創生推進本部において各センター等の有機的連携及び効果的な知的財産の創出について検討する。

知的財産の取得・管理を機能的に行うため、知的財産創生推進本部が中心となり、発明の届出・審査・出願・管理を行う。

知的財産創生推進本部において研究者への知的財産の取得・管理に対する啓発普及を行い、特許等の申請の増加を図る。

知的財産の活用のため、熊本TLOと連携し効率的に研究成果の技術移転を行うとともに、大学発ベンチャー起業を推進する。

知的財産の活用のため、熊本TLOと知的財産創生推進本部との役割分担を明確にするとともに、ベンチャー起業の推進の方策の検討を開始する。

黒髪キャンパス、本荘キャンパス及び東京（港区芝浦）にそれぞれリエゾンオフィスを設置し、知的財産の創出、取得、管理、活用のワンストップサービスを行う。

医薬系キャンパスのリエゾンオフィス及び東京リエゾンオフィスを新たに開設して整備し、活用する。

#### 5) 研究活動の評価・質の向上

研究戦略会議・研究推進本部は、「拠点形成研究」を評価し、その後の支援の在り方に反映させる。

研究戦略会議及び研究推進本部は「拠点形成研究」の評価等について検討するとともに、研究が着実なものとなるよう支援体制を検討する。

個人及び組織の研究活動を向上させるため、第三者評価機関の評価結果に基づき、大学評価会議及び大学評価・企画実施会議が、研究活動の活性化のための改善策を提言する。

大学評価会議等は、研究活動に関する評価システムの構築及び第三者評価の結果も踏まえた研究活動の活性化を促す体制の確立に向けて検討を開始する。

### 3 その他の目標を達成するための措置

#### (1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

##### 1) 地域社会との連携

地域連携推進本部を中心とした地域社会との連携を推進する体制を整備するとともに、学内に地域連携の窓口を設置し、積極的な情報の収集及び発信を行う。

地域貢献に関する窓口（地域共生戦略室）を設置し、地域社会との連携を積極的に推進する。

放送大学熊本学習センターの誘致を目指す。

放送大学熊本学習センターの誘致について、関係機関との折衝を行う。

「熊本大学LINK構想」（熊本大学と熊本県（県庁、学校、企業等）の情報ネットワークを構築し、熊本大学の資源を地域に活用する構想）を活用して「教育（人材養成）」、「産業振興」、「地域課題解決」及び「環境保全」などの分野について具体的事業をコーディネートし、地方自治体と共同で実施する。

平成15年度から実施している「地域づくり支援事業」等の地域貢献特別支援事業について、改善を図りながら実施する。

平成15年度及び平成16年度の実施状況を分析・評価するとともに、シンクタンク構想の具体化を図る。

##### 2) 地域における教育の質の向上

初等・中等教育においてはユアフレンド事業、スーパーサイエンス事業等を支援する。

ユアフレンド事業、スーパーサイエンス事業などの支援等を実施する。また、大学の知的活動成果の活用による地域における教育の質の向上のための支援策を検討する。

生涯学習教育研究センターを中心として、公開講座及び社会人への授業開放を拡充する。

公開講座及び授業開放科目の現状分析を行うとともに、受講生のニーズを把握するためアンケートを実施する。

##### 3) 産学官連携の推進

熊本TLO、JST（科学技術振興機構）及びRSP（地域研究開発拠点支援事業）など学外の諸機関等との連携を図り、起業・雇用の創出支援、技術相談、共同研究、技術移転を拡充する。

知的財産創生推進本部において、学外の諸機関等との連携を図り、起業・雇用の創出支援、技術相談、共同研究及び技術移転の拡充の方策を検討し、実施する。

##### 4) 国際交流の推進

国際共同研究プロジェクトを推進し、学術上の国際協力連携と研究者の人的交流に積極的に取り組む。



共同研究推進上の課題を検討し、国際共同研究推進に係る具体的施策を策定する。

大学の学術振興支援事業、外部寄附金等の支援を得て、国際会議、国際シンポジウム等を開催する。

本学が支援する国際会議、国際シンポジウム等の開催上の課題を整理し、支援策を検討する。

教職員の海外出張・研修を積極的に実施するとともに、客員研究員の受入れを拡充する。

教職員の海外出張・研修の促進及び外国人研究者の受入れ上の問題点を検討し、派遣・受入れ体制を整備する。

短期留学生プログラムの活用等による留学生受入体制の整備を行う。

留学生受入れ体制の現状について問題点を整理し、留学生受入れ体制の改善に係る具体的施策を企画・立案する。

海外留学を推進するため、協定校を増加させるとともに、海外留学オリエンテーションを実施する。

学生の海外留学の現状を把握し、学生交流協定校の増加を含む海外留学の推進に係る具体的施策を企画・立案する。

大学院生の国際会議等への参加を奨励する。

国際会議等で研究発表する大学院生に対しての旅費等の経済援助基準並びに研究発表に基づく単位科目及び単位認定基準のあり方について調査検討する。

## (2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

### 1) 医療サービスの向上

患者満足度を高めるため、ISO9001の認証に基づき医療の質的向上を図り、かつ、安全管理体制を点検・改善する。

患者サービスを向上させるため、ISO9001の認証に基づく内部監査の充実を図る。

医療カウンセリング室(仮称)を設置し、医療行為に関連したメンタルヘルスを積極的に支援する。

問題点、必要性を洗い出し、院内における体制を整備するとともに、幅広く心の疾患に対応するため、「こころの診療科」を設置する。

地域に必要とされる医療については、不採算部門であっても他の医療機関との連携を図り、その部門の運営を支援する。

診療科ごとの収支分析を行い、不採算部門の洗い出しを行う。

平成15年度から平成19年度に係る熊本県保健医療計画(第4次)を踏まえ、高度な救急医療を24時間体制で実施するため、「救命救急センター」の設置を目指す。

集中治療部門運営委員会を立ち上げ、現状の把握と分析を行い、熊本県・熊本

市との折衝を行う。

附属病院が中心となって、地域医療における診療録の電子化と共有化を推進するドルフィンプロジェクトを積極的に支援する。

地域医療連携サーバ機能の強化を行い、他地域の地域医療ネットワークシステムとの接続を行う。また、遠隔画像診断サービスの基盤を整備する。

医療の質の向上を図るため、他大学や他病院との連携を図り、全ての医療従事者について研修を実施する。

目標管理及びクリニカルラダー（臨床実践レベル昇進システム）を構築し、試行する。

他大学や他施設との研修内容を検討し、計画する。

## 2) 先端医療の開発・導入、医療人育成

「総合臨床研修センター」がコーディネーターとして、関係学部、院内各診療科（部）、地域の臨床教育研修関連施設等と連携して、次の方策を通して良質な医療人を育成する。

医療人の教育研修については、これら機関や地域の関連医療機関等と連携して、卒前教育、卒後研修、生涯教育学習を推進する。

卒前教育： クリニカルクラークシップ（臨床実習方式）の導入のための準備を、医学部と協力して行う。

クリニカルクラークシップの教科書とするために既存の臨床実習のための教科書の改訂を行う。

チュートリアル教育（個別指導・少人数教育）を導入、開始する。

卒後研修： 卒後研修のための教科書を発行する。

熊大病院群臨床研修医のための、研修手帳及び研修の手引きを発行する。

生涯教育等： 基本的臨床研修能力に関するセミナー、ワークショップ、講演会等を開催する。

共通： スキルスラボ（臨床技能学習施設）の充実を検討する。

平成16年度から必修化される医師の卒後臨床研修、平成18年度からの歯科医師の卒後臨床研修の必修化へ対応するため、適切な研修プログラムの管理・運営を行う。また、研修医の研修評価と初期臨床研修修了後のフォロー（専門診療科への移行、大学院への進学等）を適切に行う。

新研修制度に基づく、研修プログラムの運営を行う。また、研修医からのプログラムに対する意見調査を定期的に行う。さらに、歯科医師の卒後臨床研修必修化への対応のための調査、検討を進める。

薬剤部においては、実習体制の整備を行い、医学部及び薬学部の学生に対して、医薬品適正使用推進のための教育研修を実践するとともに、病院内の医療従事者に対して医薬品の安全管理に関する啓発活動・支援を拡充する。

医学部及び薬学部学生に対する医薬品適正使用の啓発教育・実習の現状と問題点等を掌握するとともに、薬剤部実習プログラムを改善する。

感染免疫防御、移植再生医療、腫瘍医学、遺伝子診断・治療等の附属病院の重点研究領域については、本学研究拠点である発生医学研究センター、エイズ学研究センター、生命資源研究・支援センターなどとの共同研究プロジェクトに対する支援を図り、臨床応用への導入を推進する。

共同研究成果の臨床応用への導入について、現状の把握と問題点を洗い出し、改善策を検討する。

重点研究領域の臨床応用への導入を推進するため、先導的なトランスレーショナルリサーチを行う「先端医療・技術支援センター」（仮称）の設置を目指す。

「先端医療・技術支援センター」（仮称）の設置に向けて問題点の洗い出しを行い、設置計画書を作成する。

### 3) 経営の効率化

各診療科・各部門間の壁をなくし、臓器別診療体制を確立して、病院長のリーダーシップの下で、病院職員ポストを流動化し、病院経営上、効率的な人員配置、予算配分が可能な体制を構築する。

現状の人員配置、予算配分等の見直し・問題点の洗い出しを実施する。

中期目標期間中について、病床稼働率 86%以上を維持、クリニカルパスを拡充、平均在院日数を短縮（23日以内）し、経営の効率化を図る。

クリニカルパス推進プロジェクト等を立ち上げ、診療計画の見直しを行うとともに、平均在院日数を25日以内とする。

附属病院の収入については、平成16年度収入予算を基礎として、経営改善係数2%を乗じた額の増収を図る。

病院収支を分析し、平成17年度の経営改善計画を策定する。

附属病院の機能を強化するため、東病棟の早期新営に向けて再開発計画を積極的に推進する。

東病棟新営の計画を行う。

附属病院の情報網を整備し、電子カルテ整備、X線画像のフィルムレス化及び情報の共有化を図り、病院業務の効率化を推進する。

電子カルテシステムの導入を前提とした情報セキュリティポリシーの策定を行う。また、X線画像のフィルムレス化の試行を行う。

臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士等の診療支援業務の医療技術職員については、業務の効率化を推進するため、人員配置を見直し、集中管理する管理運営体制を構築する。

診療支援部（仮称）の設置要求を行う。

## (3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

### 1) 実践的教育の推進

学部・大学院と連携し、社会状況に対応した教育方法に改善するとともに、自然体験活動教育、IT教育等を充実する。

外部の意見を活用して作成した、附属学校園の運営計画による教育の改善を実施するとともに、自然体験活動教育、IT教育等のより充実した教育を行う。

地域教育のレベルアップを図るため、研究発表会や講師派遣等により、公立学校等に対する先導的教育の情報提供や助言を行う。

附属学校園の運営計画による先導的教育を行うとともに、研究発表会の開催、講師派遣、学校視察者の受入れ等を実施し、公立学校等に対する先導的教育の情報提供・助言を行う。

多様な児童・生徒を受け入れるため、学力、適性能力等を総合的な視点で選考する方策を検討し、実施する。

学部・附属連絡協議会において、附属学校としての入学者学力検査の基本方針を見直し、検査内容の検討を行う。

社会の動向を踏まえ、1学級の児童・生徒定員35人の実現に向けて検討する。

35人学級に関する公・私立学校及び附属学校の実態調査等を行う。

## 2) 学校運営の充実

学校評議員など学外の意見を活用し、教育体制、支援体制に係る具体的方策を検討し、実施する。

学校評議員を含めた学部・附属連絡協議会を設置し、具体的な運営計画を作成する。

資質の高い教員を確保するため、熊本県と教員の人事交流に関する協定を締結し、交流を促進する。

平成17年度以降の適正な人事交流に資するため、熊本県との人事交流協定を締結する。

熊本県教育委員会と連携し、公立学校の初任者研修、10年経験者研修等を充実する。

熊本県等と連携し、公立学校の研修に関する助言や研修計画を作成し、また、必要に応じて研修場所の提供等を行う。

## 3) 学部等との連携

学部・大学院における教員養成のカリキュラム改善や教育方法の開発を支援する。

学部・大学院における教員養成カリキュラムの改善や教育方法の開発を支援するため、情報提供、試行、助言等を行う。

教育実習、教育現場の研究や観察等を充実させるとともに、学部教員と附属学校園の教員が連携し、学生に対する適切な教育現場を提供する。

学部・附属連携推進委員会及び教育実習委員会において、前年度の実施結果を基に、教育実習や研究等について検討し、検討結果に基づき、実施内容の改善、

教育現場の整備等を行う。

## **業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置**

### **1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置**

#### **1) 運営体制の確立**

施策立案、執行、評価を行うシステムを整備するため、役員会を中心とした施策立案機能を構築する。

学長の下に総合企画本部を設置し、教員と事務職員が一体となって企画・立案を行う。

円滑な大学運営に資するため、部局長等連絡調整会議を設置し、定期的に全学的な意見の集約及び調整を行う。

本学を円滑に運営するため、学長のリーダーシップの下、役員会及び各戦略会議において、全学の意見の集約及び調整を行う仕組み等の大学運営に関するアクション・プログラムを作成する。

#### **2) 全学的会議体の整備**

全学的会議体を「施策」、「教学」、「管理運営」に関するものに大別し、役割分担を明確にしつつ効果的な体制に再編・整備する。

施策に関する企画委員会等、教学に関する教育委員会等、管理運営に関する環境委員会等の全学的会議体の役割・機能を明確にし、運営する。

教員の負担軽減を図るため、全学的会議体の委員構成を見直す。

全学的会議体の構成員は部局の運営組織の責任者とするなど、大学と部局との連携を強化する体制を構築する。

教員と事務職員との協力連携による一体的運営を図るため、大学・部局の会議体に関係の事務職員を構成員として加える。

全学委員会における各部局選出委員と部局委員会との関連及び事務職員の参画のあり方について調査・分析する。また、委員会の運営状況を踏まえ、構成員について必要に応じ見直しを行う。

#### **3) 部局運営体制の整備**

部局長を中心とした部局運営体制を強化するため、副部局長を設置し、活用する。

全学運営との連携を踏まえ、部局における運営体制について検討し、必要に応じ見直しを行う。

効率的な部局運営を行うため、教授会の審議事項を精選するとともに、代議員会を活用する。

教授会及び代議員会の機能を再確認し、必要に応じ見直しを行う。

効果的な部局運営を行うため、全学的会議体の整備を考慮しつつ部局会議体を再編する。

全学委員会との関連を考慮して、部局会議体の機能を調査・分析する。

#### 4) 学内資源の配分

学長の下に設置する企画会議、研究戦略会議を活用し、全学的な視点から重点的に資源配分を行う。

全学的な配分方針を策定する。

平成16年度予算配分方針の分析とデータの集積を行う。

平成17年度実施予定の新規事項に対する全学留保定員の配置計画を作成する。

#### 5) 学外者の任用

法人運営上、専門知識・経験を要する職務等への学外の有識者・専門家の任用を進める。

専門知識・経験を有する者が参画するのに有効な組織・職を検討する。

#### 6) 内部監査機能の充実

内部監査機能の充実を図るため、監査に関する研修を実施するとともに、監事及び会計監査人の指導の下、監査基準等の見直し・整備を行う。

監査に関する研修を実施するとともに、監事及び会計監査人との連携により、監査基準等の見直し・整備を行う。

## 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

学長の下に設置する企画会議を中心に教育研究組織の見直しを行い、必要に応じ学部・研究科・学科・専攻等の再編を行う。

教育研究組織の目的・目標に沿った教育研究が行われているかを検証するシステムを構築する。

薬学部の修業年限、教育課程等について、中央教育審議会答申を踏まえた検討を行い、教育組織の再編計画を策定する。

大学院を、生命科学系大学院、自然科学系大学院、人文社会科学系大学院に整備する。

研究組織（研究部）と教育組織（教育部）の分離による柔軟な教育研究体制の導入を図る。

自然科学系大学院の部局化を検討する。

医学教育部保健学専攻の設置を検討し、整備する。

平成20年度設置を目指し、検討を行う。

教員養成機能の充実を図るため、隣接県の教員養成系学部との再編・統合を視野に入れつつ教育研究組織の見直しを行う。

専門職大学院化を含む教員養成系学部の特徴・あり方について、更なる検討を進め、改組計画案を策定する。

主として研究を目的とする学内共同教育研究施設については時限的な組織とし、研究の動向等を踏まえつつ必要な見直しを行う。

各施設について、自己点検・評価書の作成と評価を行う。

先端融合工学研究センター（仮称）の設置計画案を検討する。

衝撃・極限環境研究センターの全国共同利用施設化の計画案を検討する。



発生医学研究センター等、COE性の高い学内共同教育研究施設については、附置研究所への転換を図る。

発生医学研究センターについて検討し、要求を行う。

医学部附属病院の位置付けの見直しを行う。

大学における附属病院の位置付けについて検討を行う。

### **3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置**

#### **1) 適切な人員管理**

新規事業等の実施に対応した教職員の計画的・効率的な配置を行う。

平成17年度実施予定の新規事業等を勘案しつつ中長期の人事計画について検討し、方針を策定する。

教育、研究、社会貢献について戦略的な人事を行うため、教員定員の一定数を全学的に確保・運用する。

教員定員の一定数の確保について全学合意を得つつ、中長期の人事計画の方針を踏まえ、平成17年度の運用定員の効果的な配置について検討する。

#### **2) 多様な人事制度の構築**

外部の専門家の採用及び外部機関との円滑な人的交流を推進するため、年俸制などの多様な雇用が可能となる人事制度を整備し、導入する。

法科大学院の実務家教員については年俸制を適用するとともに、他部局等についても多様な雇用形態について調査検討する。

産学官連携推進等の社会のニーズに対応するため、責務相反の観点を踏まえ、兼職・兼業のルールを策定する。

兼職・兼業に関して、現行制度に対する各部局の意見を聴取し、分析する。

#### **3) 人事評価システムの整備**

教職員の人事評価の基準を確立し、サバティカル制度等のインセンティブを付与するシステムを構築する。

教員の個人活動評価を試行する。また、教員の人事評価のあり方について検討する。

事務系職員及びその他の職員の人事評価について、職種及び組織に応じた評価のあり方を検討する。

#### **4) 任期制・公募制の推進と外国人・女性等の採用**

各教育研究組織において任期制を検討し、教育研究にとって任期制が有効なものについては導入する。

各教育研究組織における任期制の導入について検討する。

企画委員会において教員の選考方法を全学的に調整し、公募による選考割合を増加させる。

企画委員会において教員選考方法のあり方について検討するとともに、全学的



に選考方法の評価を行う。

平成15年9月現在、外国人教員の割合は0.7%であるが、募集手段・媒体を工夫するなどの措置をとり、有能な外国人の採用に努める。

教員公募の手段・媒体の工夫及び専攻分野によっては公募先を外国まで広げる等の措置をとり、有能な外国人を採用する。

平成15年9月現在、女性教員の割合は11%であり国立大学の全国平均より高いが、今後とも能力・業績・適性に基づく採用を進める。

能力・業績・適性に基づく採用を行うとともに、引き続き、男女の区別なく、公正な人事を行う。

#### 5) 事務職員等の採用・養成・人事交流

優秀な人材確保の観点から、専門性が求められる業務については、選考採用を可能とする制度を導入する。

中長期の人事計画の検討とともに、専門性が求められる業務について調査し、採用基準、雇用形態等の検討を行う。

事務職員等の質の向上及び組織の活性化の観点から、文部科学省での勤務や九州地区を中心とした他大学等との人事交流を行う。

文部科学省での研修及び九州地区における人事交流を継続的に進行する。

職員の質の向上を図るため、研修制度を充実する。

従来の研修を見直すとともに、多様な研修について検討し、順次、実施する。

### 4 事務等の簡素・合理化に関する目標を達成するための措置

事務協議会等を活用して各種事務の見直しを推進し、次の措置を講じる。

各種事務の合理化を行うため、業務内容を分析し、可能なものからアウトソーシングを進める。

各種事務の電子化を進める。

企画、執行・管理、サービスのそれぞれの機能に対応した事務組織を編成する。

事務等の業務内容を分析し、アウトソーシング、電子化を含め、事務の効率化・合理化を進めるためのアクション・プログラムを作成する。

### 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

科学研究費補助金、受託研究、共同研究、寄附金など外部資金を、中期目標期間中に平成15年度比で25%増加させる。

研究成果や研究活動の実績を積極的に公開し、大学のシーズと産業界のニーズの結びつけに努め、受託研究及び共同研究を増加させる。

遺伝子改変マウスの供給等について、国内外からの委託件数を増加させる。

科学研究費補助金、受託研究、共同研究、寄附金など外部資金の獲得状況を分

析し、外部資金を増加させるためのアクション・プログラムを作成する。

## **2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置**

一般管理費について平成17年度から毎年度1%程度削減する。  
経費の抑制、節減方策に関するアクション・プログラムを作成する。

## **3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置**

マスタープランを踏まえ、施設マネジメントの一環として、次のとおり土地・建物等の資産の効率的な運用を行う。  
利用状況を定期的に点検し、企画会議において資産の有効活用のための諸施策を策定する。  
法人所有の特許権などの知的財産権の増大に努め、民間企業等と共同研究を行い、その実用化を推進する。  
教育研究拠点形成を目指し、共用スペースの確保と支援を行う。  
土地・建物等の資産の貸付料の改定を行う。  
施設のマネジメント体制を整備するとともに、土地、建物等の資産の効率的な運用を図るためのアクション・プログラムを作成する。

## **自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置**

### **1 評価の充実に関する目標を達成するための措置**

全学的に教育研究等の活動評価及び教員の個人活動評価を3年に1回実施し、フィードバックすることによって改善を行う。  
大学評価本部において個人活動評価を試行する。また、組織活動評価の実施方策について検討を行う。

組織や教員個人の活動の活性化を促すため、評価結果に基づくインセンティブの導入を推進する。  
企画会議において導入の方向性について検討を行う。

教育研究活動のデータを収集・分析するシステムを整備・充実する。  
教育研究情報データベース(EDB)システムの全学的導入を推進する。  
評価のための組織データの収集システムの構築を検討する。

### **2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置**

社会貢献・広報・情報戦略会議において大学情報を分類し、社会のニーズに対応した広報手段を定める。  
ホームページ、広報誌の充実を行う。  
本学のホームページ・広報誌等の広報活動について、現状を分析し、広報活動アクション・プログラムを作成する。

学外に情報プラザ等を開設する。

情報発信を行うため、東京リエゾンオフィスを活用するとともに、学外のコーナーの設置に向けた検討を行う。

積極的に記者発表を行う。

定例記者発表等について検討し、実施する。

## その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

### 1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

#### 1) 施設設備の整備

施設整備の長期構想（マスタープラン）を策定し、計画的な整備を行う。

施設整備の長期構想（マスタープラン）の見直しを進めるため、施設整備の現状把握を行い、教育研究上の要請に応じ得る長期構想を作成し年次計画を策定する。

電子図書館機能の拡充と教育研究の高度情報化のため情報ネットワーク館（仮称）の建設を要求する。

ユニバーサルデザインや環境保全等の社会的要請に配慮した施設整備を行う。

全学関連施設の現状調査を行うための体制を整備し、調査を行う。

PFI方式や寄附金等の民間資金導入による施設整備を推進する。

寄附金による「熊本大学薬学部宮本記念館（仮称）」を建設し、目的に沿った運用を行う。

PFI方式による事業契約を行った「熊本大学（本荘）発生医学研究センター施設整備事業」を確実に推進する。

「熊本大学（本荘）発生医学研究センター施設整備事業」は、事業計画に沿って整備を行う。

熊本大学（黒髪南）工学部他校舎改修施設整備事業」をPFI事業として確実に推進する。

「熊本大学（黒髪南）工学部他校舎改修施設整備事業」の事業契約を行う。

#### 2) 施設設備の有効活用・維持保全

施設マネジメントを行うための組織とシステムを構築し、施設設備の維持保全と利用に関する点検・評価を行う。

点検・評価に基づき、施設設備を計画的・効率的に維持保全するとともに、スペースを有効に活用する。

点検・評価の結果は、マスタープランに反映させる。

長期間にわたって施設設備を良好で安全な状態に保ち活用するために、教職員、学生の意識の向上を図る。

伝統的施設の保存と有効活用を推進する具体的な計画を策定し、順次実施する。

施設のマネジメント体制を整備し、施設の利活用状況と維持保全状況を把握

し、計画的に改善を図るとともに、施設の良い維持保全のための教職員及び学生の意識改革に努める。

## **2 安全衛生管理に関する目標を達成するための措置**

### **1) 教職員の安全確保等**

中央安全衛生委員会、事業場毎の安全衛生委員会、安全管理室等を設置し、労働安全衛生法を踏まえた安全な職場環境を確保する。

各種測定・検査結果を踏まえ、安全な職場環境の維持に努める。

R I 及び有害物質等のデータベースシステムを構築し、管理を充実させる。

有害物質等のデータベースシステムの構築に向けての検討を行う。

放射線作業従事者に係る個人管理（健康診断・被爆測定・教育訓練）に関するデータベースを構築する。

教職員等に対して安全衛生管理に関する教育及び研修を実施する。

採用者等に対する安全衛生教育を実施する。

安全衛生に関する教育及び研修等を計画的に行う。

### **2) 学生等の安全確保等**

施設の定期点検を実施し、必要に応じ改修等を行う。

キャンパス及び施設を点検し、計画的に整備と対策を実施する。

学生等に対して、実験・実習等における危険物取扱い・放射線安全管理・バイオハザード対策等についての安全衛生教育を徹底する。

実験・実習等における安全教育及び衛生教育を実施する。

附属学校園の幼児・児童・生徒に対する安全を確保するため、施設の点検・整備、避難訓練、安全管理マニュアルの見直し・改善を行う。

安全に関する社会の状況や学校の現状を踏まえ、幼児・児童・生徒に対し、適切な安全教育を行う。

前年度の訓練結果等を考慮し、不審者侵入や災害等を想定した訓練を実施する。

安全管理マニュアルの点検と整備を行う。

定期的に安全点検を実施し、不備な箇所の整備を行う。

## **予算（人件費の見積りを含む。） 収支計画及び資金計画**

別紙参照

### **短期借入金の限度額**

#### **1 短期借入金の限度額**

4 1 億円

#### **2 想定される理由**

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることも想定される。

## 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

### 1 重要な財産を譲渡する計画

予定なし。

### 2 担保に供する計画

中央診療棟建設、基幹・整備及び病院特別医療機械設備に必要となる経費の長期借入に伴い、本学病院の敷地及び建物について、担保に供する。

## 剰余金の使途

決算において、剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

## その他

### 1 施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
・(医病)中央診療棟	総額 4,474	施設整備費補助金 (369)
・(医病)基幹・環境設備		船舶建造費補助金 (0)
・小規模改修		長期借入金 (4,105)
・災害復旧工事		国立大学財務・経営センター施設費交付金 (0)
・病院特別医療機械(再開発設備)		

(注)金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

### 2 人事に関する計画

#### 人事に関する方針

- 1 中長期的な人事計画に基づき適切な人員管理を行うとともに、新規事業等の実施に対応した教職員の計画的・効率的な配置を行う。
- 2 教員の流動性を向上させるため、各教育研究組織において任期制を検討し、任期制が有効なものについては、導入する。
- 3 事務職員等の質の向上及び組織の活性化を図るため、他機関との人事交流を行うとともに研修制度を充実する。

(参考1)平成16年度の常勤職員数 2,053人

また、任期付職員数の見込みを 59人とする。

(参考2)平成16年度の人件費総額見込み 20,139百万円(退職手当を除く。)

### 3 災害復旧に関する計画

平成16年9月に発生した台風18号等により被災した施設の復旧整備をすみやかに行う。

(別紙) 予算、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成16年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	16,385
施設整備費補助金	369
施設整備資金貸付金償還時補助金	17
国立大学財務・経営センター施設費交付金	0
自己収入	20,186
授業料及び入学金検定料収入	5,871
附属病院収入	14,209
財産処分収入	0
雑収入	106
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	2,049
長期借入金収入	4,105
計	43,111
支出	
業務費	34,662
教育研究経費	15,030
診療経費	12,802
一般管理費	6,830
施設整備費	4,474
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	2,049
長期借入金償還金	1,926
計	43,111

[人件費の見積り]

期間中総額20,139百万円を支出する。(退職手当を除く。)

2. 収支計画

平成16年度 収支計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
費用の部	39,140
經常費用	39,140
業務費	31,812
教育研究経費	2,066
診療経費	6,067
受託研究費等	1,231
役員人件費	124
教員人件費	13,136
職員人件費	9,188
一般管理費	2,469
財務費用	563
雑損	0
減価償却費	4,296
臨時損失	0
収入の部	38,580
經常収益	38,560
運営費交付金	14,572
授業料収益	4,381
入学金収益	773
検定料収益	171
附属病院収益	14,209
受託研究等収益	1,231
寄附金収益	727
財務収益	0
雑益	106
資産見返運営費交付金等戻入	445
資産見返寄附金戻入	17
資産見返物品受贈額戻入	1,928
臨時利益	20
純損失	560
総損失	560



3. 資金計画

平成16年度 資金計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
資金支出	45,267
業務活動による支出	34,261
投資活動による支出	6,924
財務活動による支出	1,926
翌年度への繰越金	2,156
資金収入	45,267
業務活動による収入	38,620
運営費交付金による収入	16,385
授業料及び入学金検定料による収入	5,871
附属病院収入	14,209
受託研究等収入	1,231
寄附金収入	818
その他の収入	106
投資活動による収入	386
施設費による収入	386
その他の収入	0
財務活動による収入	4,105
前年度よりの繰越金	2,156

## 別表

(学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数)

文学部	人間科学科	100人	
	地域科学科	165人	
	歴史学科	165人	
	文学科	260人	
	学部共通(3年次編入)	20人	
	教育学部	小学校教員養成課程	440人
		中学校教員養成課程	280人
		養護学校教員養成課程	80人
		特別教科(看護)教員養成課程	60人
		養護教諭養成課程	120人
	法学部	地域共生社会課程	80人
生涯スポーツ福祉課程		160人	
法学科		645人	
理学部	公共政策学科	265人	
	学部共通(3年次編入)	20人	
	理学科	190人	
	数理科学科	105人	
	物理科学科	90人	
	物質化学科	90人	
	地球科学科	90人	
	生物科学科	105人	
	環境理学科	90人	
	医学部	医学科	600人
保健学科		144人	
薬学部	薬科学科	360人	
工学部	環境システム工学科	546人	
	知能生産システム工学科	619人	
	電気システム工学科	346人	
	数理情報システム工学科	313人	
	物質生命化学科	346人	
	学部共通(3年次編入)	60人	
	文学研究科(修士課程)	人間科学専攻	14人
教育学研究科 (修士課程)	地域科学専攻	20人	
	歴史学専攻	20人	
	言語文学専攻	30人	
	学校教育専攻	10人	
	障害児教育専攻	10人	
	教科教育専攻	68人	
法学研究科(修士課程)	養護教育専攻	6人	
	法学公共政策学専攻	24人	
	法学専攻	22人	
医学教育部(修士課程)	公共政策専攻	14人	
	医科学専攻	40人	

医学教育部（博士課程）	生体医科学専攻	52人	
	病態制御学専攻	44人	
	臨床医科学専攻	62人	
	環境社会医学専攻	18人	
医学研究科（博士課程）	生理系専攻	28人	
	病理系専攻	16人	
	社会医学系専攻	12人	
	内科系専攻	26人	
	外科系専攻	36人	
	脳・免疫統合科学系専攻	44人	
薬学教育部（修士課程）	分子機能薬学専攻	84人	
薬学教育部（博士課程）	生命薬科学専攻	54人	
	分子機能薬学専攻	36人	
薬学研究科（博士課程）	生命薬科学専攻	26人	
	薬科学専攻	4人	
社会文化科学研究科（博士課程）	臨床薬科学専攻	7人	
	文化学専攻	12人	
	公共社会政策学専攻	12人	
自然科学研究科（修士課程）	物質科学専攻	142人	
	材料システム専攻	30人	
	機械システム専攻	84人	
	数理科学・情報システム専攻	102人	
	電気システム専攻	54人	
	自然システム専攻	100人	
	環境土木工学専攻	54人	
	建築学専攻	54人	
	自然科学研究科（博士課程）	生産システム科学専攻	66人
		システム情報科学専攻	48人
環境共生科学専攻		60人	
物質・生命科学専攻		33人	
法曹養成研究科(法科大学院の課程)	法曹養成専攻	30人	
特殊教育特別専攻科	知的障害教育専攻	30人	
養護教諭特別別科		40人	
附属小学校		720人	
附属中学校	学級数	18	
		480人	
附属養護学校	学級数	12	
	小学部	18人	
	中学部	18人	
	学級数	6	
	高等部	24人	
	学級数	3	

附属幼稚園		160人
		学級数 5
医療技術短期大学部	看護学科	160人
	診療放射線技術学科	80人
	衛生技術学科	80人
	助産学特別専攻	20人